

施設利用者の皆様へ

市内生涯学習施設の料金統一に伴い、令和元年10月1日より施設使用料が改正されます。

対象施設：大曲体育館、サン・スポーツランド協和体育館、ふれあい体育館

区分		利用単位	改定額
体育館	アマチュアスポーツ	入場料徴収 無	1時間につき 800
	アマチュアスポーツ	入場料徴収 有	1時間につき 1,600
	イベント 非営利	入場料徴収 無	1時間につき 3,900
	イベント 非営利	入場料徴収 有	1時間につき 7,800
	営利イベント		1時間につき 23,000
施設設備	照明（アリーナ）		1時間につき 700
	放送設備一式	アマチュアスポーツ	1時間につき 300
	放送設備一式	上記以外	1時間につき 600
	格技場	武道練習	1時間につき 300
	格技場	会議等	1時間につき 300
	ミーティング室		1時間につき 200
	トレーニングルーム		1時間につき 100
	トレーニングルーム		1ヶ月 2,100
	ランニングコース		1時間につき 100
	ステージ一式		1時間につき 600
	物品販売の目的館内ホール利用		1日（6㎡）につき 2,200
	立売販売の目的館内ホール利用		1日（1人）につき 600
暖房設備（遠赤・床暖）	アマチュアスポーツ	アリーナ	1時間につき 1,500
	アマチュアスポーツ	観覧席	1時間につき 1,000
	上記以外	アリーナ	1時間につき 3,000
	上記以外	観覧席	1時間につき 2,000
暖房器具	ジェットヒーター		1時間につき（1台） 200
	上記以外		1時間につき（1台） 100

○利用料金の設定条件がそれぞれ違っているため、1時間当たりの料金設定がない施設は、1時間当たりに換算して算出しています。

○体育館アリーナの利用区分は、全面利用と半面利用の2種類とし、半面利用の場合は半額とします。

○照明設備及び暖房設備を分割して利用できる場合は、利用割合を乗じて算出することが出来るものとします。

**西仙北スポーツセンター、太田トレーニングセンター
中仙農業者トレーニングセンター、淀川トレーニングセンター**

区分		利用単位	改定額	
体育館	アマチュアスポーツ	入場料徴収 無	1時間につき	300
	アマチュアスポーツ	入場料徴収 有	1時間につき	
	イベント 非営利	入場料徴収 無	1時間につき	600
	イベント 非営利	入場料徴収 有	1時間につき	
	営利イベント		1時間につき	5,000
施設設備	照明（アリーナ）		1時間につき	300
	放送設備一式	アマチュアスポーツ	1時間につき	
	放送設備一式	上記以外	1時間につき	
	格技場	武道練習	1時間につき	
	格技場	会議等	1時間につき	
	ミーティング室		1時間につき	100
	トレーニングルーム		1時間につき	
	トレーニングルーム		1ヶ月	
	ランニングコース		1時間につき	
	ステージ一式		1時間につき	
	物品販売の目的館内ホール利用		1日（6㎡）につき	
	立売販売の目的館内ホール利用		1日（1人）につき	
暖房設備（遠赤・床暖）	アマチュアスポーツ	アリーナ	1時間につき	500
	アマチュアスポーツ	観覧席	1時間につき	
	上記以外	アリーナ	1時間につき	1,000
	上記以外	観覧席	1時間につき	
暖房器具	ジェットヒーター		1時間につき（1台）	200
	上記以外		1時間につき（1台）	100

○利用料金の設定条件がそれぞれ違っているため、1時間当たりの料金設定がない施設は、1時間当たりに換算して算出しています。

○体育館アリーナの利用区分は、全面利用と半面利用の2種類とし、半面利用の場合は半額とします。

○照明設備及び暖房設備を分割して利用できる場合は、利用割合を乗じて算出することが出来るものとします。

対象施設：南外体育館、神岡体育館、サン・ビレッジ中仙、太田体育館

区分			利用単位	改定額
体育館	アマチュアスポーツ	入場料徴収 無	1時間につき	600
	アマチュアスポーツ	入場料徴収 有	1時間につき	1,300
	イベント 非営利	入場料徴収 無	1時間につき	1,500
	イベント 非営利	入場料徴収 有	1時間につき	3,000
	営利イベント		1時間につき	10,000
施設設備	照明（アリーナ）		1時間につき	600
	放送設備一式	アマチュアスポーツ	1時間につき	
	放送設備一式	上記以外	1時間につき	
	格技場	武道練習	1時間につき	
	格技場	会議等	1時間につき	
	ミーティング室		1時間につき	100
	トレーニングルーム		1時間につき	100
	トレーニングルーム		1ヶ月	
	ランニングコース		1時間につき	
	ステージ一式		1時間につき	
	物品販売の目的館内ホール利用		1日（6㎡）につき	
	立売販売の目的館内ホール利用		1日（1人）につき	
暖房設備 （遠赤・床暖）	アマチュアスポーツ	アリーナ	1時間につき	1,000
	アマチュアスポーツ	観覧席	1時間につき	
	上記以外	アリーナ	1時間につき	2,000
	上記以外	観覧席	1時間につき	
暖房器具	ジェットヒーター		1時間につき（1台）	200
	上記以外		1時間につき（1台）	100

○利用料金の設定条件がそれぞれ違っているため、1時間当たりの料金設定がない施設は、1時間当たりに換算して算出しています。

○体育館アリーナの利用区分は、全面利用と半面利用の2種類とし、半面利用の場合は半額とします。

○照明設備及び暖房設備を分割して利用できる場合は、利用割合を乗じて算出することが出来るものとします。

**土川体育館、西仙北西体育館、協和第2体育館
稲沢体育館、小種体育館**

区分		利用単位	改訂額	
体育館	アマチュアスポーツ	入場料徴収 無	1時間につき	210
	アマチュアスポーツ	入場料徴収 有	1時間につき	
	イベント 非営利	入場料徴収 無	1時間につき	210
	イベント 非営利	入場料徴収 有	1時間につき	
	営利イベント		1時間につき	
施設設備	照明（アリーナ）		1時間につき	100
	放送設備一式	アマチュアスポーツ	1時間につき	
	放送設備一式	上記以外	1時間につき	
	格技場	武道練習	1時間につき	
	格技場	会議等	1時間につき	
	ミーティング室		1時間につき	
	トレーニングルーム		1時間につき	
	トレーニングルーム		1ヶ月	
	ランニングコース		1時間につき	
	ステージ一式		1時間につき	
	物品販売の目的館内ホール利用		1日（6㎡）につき	
	立売販売の目的館内ホール利用		1日（1人）につき	
暖房設備 （遠赤・床暖）	アマチュアスポーツ	アリーナ	1時間につき	
	アマチュアスポーツ	観覧席	1時間につき	
	上記以外	アリーナ	1時間につき	
	上記以外	観覧席	1時間につき	
暖房器具	ジェットヒーター		1時間につき（1台）	200
	上記以外		1時間につき（1台）	100

○利用料金の設定条件がそれぞれ違っているため、1時間当たりの料金設定がない施設は、1時間当たりに換算して算出しています。

○体育館アリーナの利用区分は、全面利用と半面利用の2種類とし、半面利用の場合は半額とします。

○照明設備及び暖房設備を分割して利用できる場合は、利用割合を乗じて算出することが出来るものとします。

**大仙市総合公園(大曲)野球場、神岡野球場
八乙女球場、協和野球場、仙北球場、太田球場**

区 分				単 位	新料金
グラウンド	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき		1時間につき	1,200
		その他の催しに利用するとき			5,500
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用するとき	非営利目的		3,500
		その他の催しに利用するとき	非営利目的		8,000
			営利目的		16,500
	夜間照明設備(協和・神岡・八乙女・太田)				9,000
附属設備	放送設備・スコアボード・本部席(大曲・協和・八乙女・太田)		1,000		
	放送設備・スコアボード・本部席(神岡・仙北)		300		
その他	屋内練習場(1室)(大曲球場)		500		
	サブグラウンド(太田球場)		600		
※ 使用時間は、午前5時から日没までとし、夜間照明設備のある施設については午後9時までとする。					

備考: 1) 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

2) 照明設備等を分割して利用できる場合は、利用割合を乗じて算出することが出来るものとする。

西仙北緑地運動広場、南外山村運動広場、鶯野運動場

区 分	単位	新料金
グラウンド・本部席	1時間 につき	600

※ 使用時間は、午前5時から日没までとする。

備考：使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

中川原グラウンド、太平健康広場、南外運動場

区 分	単位	新料金
グラウンド	1時間 につき	300

※ 使用時間は、午前5時から日没までとする。

備考：使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

西仙北緑地運動広場、南外山村運動広場、鶯野運動場

区 分	単位	新料金
グラウンド・本部席	1時間 につき	600

※ 使用時間は、午前5時から日没までとする。

備考：使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

中川原グラウンド、太平健康広場、南外運動場

区 分	単位	新料金
グラウンド	1時間 につき	300

※ 使用時間は、午前5時から日没までとする。

備考：使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。